

静岡県卓球協会公認スポーツ指導者派遣内規

平成18年7月1日 制定

1. 目的

- 1) 公認スポーツ指導者は、静岡県卓球協会会員の競技力向上に努め、卓球人口を拡大する普及事業に参入し、静岡県卓球協会の発展と会員の拡大に貢献する。
- 2) 公認スポーツ指導者は常に自己啓発に努め、効果的な指導ができるように研鑽する。

2. 位置付け

静岡県卓球協会は文部科学大臣及び(財)日本体育協会の認定試験に合格した、公認スポーツ指導者を「講師」「指導員」に認定し、指導に関する専門知識を有効に活用する。

- 1) 講師とは、コーチ3・コーチ4・ジュニアスポーツ指導員を言う。
- 2) 指導員とは、コーチ1・コーチ2・体カテスト判定員(体カテストのみ)を言う。

3. 活動

強化練習会や普及講習会に公認スポーツ指導者を、有料で派遣する。

- 1) 小学校、中学校、高等学校、クラブ、少年団、同好会等からの派遣依頼を受け付け、そのグループの練習会場に公認スポーツ指導者を派遣し、希望にそった練習会や講習会を実施する。
- 2) 静岡県卓球協会や各支部で主催する強化練習会や普及事業に、公認スポーツ指導者を積極的に派遣する。

4. 指導内容

1) スキルトレーニング

- ① 初めての卓球(卓球に親しみ、スポーツの楽しさを指導)
- ② ラージボール(中高年層が取り組みやすい卓球の紹介)
- ③ 上手になろう *生涯スポーツ(上手になってもっと卓球を楽しむ指導)
*競技スポーツ(ルールを理解し上手になるための考え方や練習法を指導)
- ④ 試合で勝とう(試合を考慮した練習法や、ポイントをとる為の作戦の立て方を指導)

2) フィジカルトレーニング

- ① 体カテスト(実施後、日本体育協会の認定証を交付して体力向上の励みにする)
- ② 楽しいトレーニング(身体の発育、発達に応じたトレーニングでケガを防止する)

3) 講習会

- ① スポーツ指導論(脳や身体の発育、発達に応じたスポーツの指導法)
- ② スポーツ心理学(練習の考え方や試合での作戦や戦術、相手の考えを読み取る大切さを指導)
- ③ スポーツと栄養(スポーツを行う中で、身体の発達に必要な不可欠な栄養の重要性を指導)

5. 指導者の手当て

- 1) 日当規定は4時間以下は1,500円、4時間超えは3,000円(昼食代含む)。
- 2) 指導者手当てとして、講師は1,000円/1時間、指導員は800円/1時間を支給する。
普及、強化事業で公認スポーツ指導者の資格のない人に依頼する時は500円/1時間とする。
- 3) 交通費は公共機関の実費とし、市町村内は一律500円とする。
- 4) 宿泊が伴う場合は、主催者側で宿泊先・食事を提供する。
- 5) 手当てが3,000円を超える場合は、謝金扱いとなり所得税の源泉徴収が必要となるため、その場合は、事務局に相談すること。

付則 この内規は、平成18年4月1日より適用する。